

公正価値会計制度に内在する 理論的問題点の顕現化

宮 本 幸 平

1. は じ め に

筆者が行っている一連の考察は、わが国の企業会計制度が、原価会計から公正価値会計へと変化して来た要因、およびその妥当性について、経済学で援用される研究方法である「比較制度分析」(Comparative Institutional Analysis)によって明らかにすることを目途とするものである。

企業の公正価値会計制度につき、財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standards Board; 以下 FASB) は、2006年に SFAS 第157号「公正価値測定」を公表し、また国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Board; 以下 IASB) は、2011年に IFRS 第13号「公正価値測定」を示した。公正価値 (fair value) の定義につき、SFAS 第157号では「測定日における市場参加者間の秩序のある取引において、資産を売却して受け取るかまたは負債を移転して支払う価格」(FASB [2006] par. 5) と規定される¹⁾。

他方わが国の同制度については、企業会計基準委員会 (Accounting Standards Board of Japan; ASBJ) において、平成14年に「固定資産の減損に係る会計基準」、平成20年に「金融商品に関する会計基準」が公表され、このなかで、公正価値評価による測定の規定が示されている。

会計ビッグ・バンとも呼ばれる、このような会計制度の急激変化に対し、アメリカでは最重要論点として位置付けられ、多方面において議論が行われている。そこではとくに、原価と公正価値のいずれが優位であるかが、信頼性と目的適合性のトレード・オフ関係に基づいて論じられ、公正価値が歴史的な原価よりも目的適合的であると、最終的には結論付けられている (藤井 [2011] 29頁)。

こうした制度形成過程のなかで、2010年には、FASB と IASB が共同で改訂概念フレームワークを作成・公表した。そこで着目すべき重要な点は、従前の「信頼性」に換わる「忠実な表現」が、財務情報の質的特性として位置付けられたことである。ただし、この

様な信頼性概念の後退措置については、多くの反対意見も出されており、各方面で議論が継続されている (FASB/IASB [2007] pars. 56-57)。

そこで以下の考察では、公正価値会計制度につき、国内外の会計基準設定機関が規定する概念フレームワークを概観・整理し、そこに内在している理論的問題点を、特定の社会科学的研究方法を用いて顕現化させていく。まず第2節では、会計制度に含まれる問題点を明らかにするための、具体的な研究方法を説明する。そして当該方法に依拠しながら、第3節および第4節を通して、会計基準の設定機関 (ここでは FASB・IASC・ASBJ) が規定した公正価値会計制度に内包される、理論的問題点の顕現化を図っていく。

2. 公正価値会計制度の問題点を顕現化させる社会科学的研究方法

以上のように本稿では、公正価値会計制度に内在する問題点の顕現化が図られる。とりわけ、制度に含まれる会計理論上の問題点を明らかにすることが主たる目的である。まず本節では、社会制度の考察に対して有効となる社会科学的研究方法を特定し、これを援用する意義について説明する。また、当該方法により会計制度の問題点を顕現化させるプロセスの概要を明らかにする。

2.1 「目的論的関連」観点による社会科学的研究の意義

大塚 [1966] によれば (本項以下における大塚 [1966] からの引用については文中のカッコ書きによって出典頁を示す)、元来人間は自由な意思をもっており、その行動を合理的にとらえて予測することは、原理的には至難である (39頁)。そこで、自然科学のように現象の「因果関連」、即ち「原因-結果」の関係を追求することは、極めて限られた範囲内においてのみ達成可能であり、これが社会科学の限界特性と考えることができる (40頁)。

そのため、そこにおいて成立し得るのは、人間が目的を設定し、そのための手段を選択しつつ行動するという「目的論的関連」、即ち「目的-手段」の関係である (39頁)。かかる「目的論的関連」の追及は、「原因-結果」の関連をたどっていく「因果関連」の追求とは、相互に本質的な関わりあいを持ちながらも、それ自体は別のもので捉えるべきものである (59頁)。社会現象に対していくら「目的論的関連」を追及しても、それだけでは、自然科学が科学であるという意味においては、社会科学に対する科学的認識は成り立たないと判断されることになる (59頁)。

このような問題意識に従って、大塚 [1966] では、「目的論的関連」を含んで成立している社会現象に対し、因果性の内在が科学的認知でき得る方法として、「目的論的関連の因果関連への組替え」の利用を提示する。

通常の自然科学研究においては、普遍的に妥当する法則を追求するという認識方法によって得られた法則的知識を援用しながら、個性的な因果関連を明らかにしていこうとする(61頁)。これに対し社会科学においては、自然科学のような外面的経験によって得られた規則性、および法則的知識に加えて、「動機の意味理解」という社会的手続を採ることによって、「因果関連」の成立を見立てることが可能となる(62頁)。人間の営みは、どういった理由でそういう行動をするのか、その動機を持つ意味が把握可能であるために、経験的規則性に頼るよりも、「原因—結果」の連関を注意深くたどって行き、その将来を予測することが妥当となるのである(62頁)。

こうして、「動機の意味理解」が達成できた場合には、社会科学研究によっても自然科学研究と同等のレベルの科学性を獲得することが可能となる(63頁)。さらに言えば、人間の意志の自由度が増すことは、人間が一層合理的に行動することを意味するため、主観がむしろ学問的に解明しやすいものとなり、因果関連が一層たどりやすくなる(63頁)。したがって、「目的論的関連」を人間諸個人の行動にまで動かす原因とみて、それを客観的な因果関連のなかに移しかえれば、因果性の範疇を用いて社会現象を対象的にとらえていくことが可能となる(42頁)。

以上の論考につき、これを会計学研究に引き寄せて言えば、会計に対する何らかの「目的」があらかじめ設定され、これを達成する「手段」として、特定の認識・測定基準、および表示基準が制度として設定されることで、「目的論的関連」が成立することになる。

さらに、これを因果関連へと昇華させるためにとられる「動機の意味理解」の手続きについては、企業の外部環境がどの様なものであり、どういった理由で制度設計の「目的」を持ち「手段」を選ぶのか、その動機を明らかにすることによって成立する。「目的」と「手段」の関係を把握し、この関係が確立された内面動機を明らかにすることができれば、科学性を具備した法則としての「因果関連」を導出することが可能となる。定立された「目的」とその「手段」が、当該時点での社会経済状況のもとで必然的に是認されるものであれば、当該関連により設定される制度は、社会メンバーに共通の内面動機から恒常的に譲成されるものと解することができる。ここにおいて「動機の意味理解」の手続きが達成され、「手段」としての会計制度の妥当性の科学的検証が可能となるのである。

2.2 「目的論的関連」観点による会計制度の問題顕現化

そして、藤井[2010]によれば、規定された諸概念・基準、および監督機関を構成要素として社会に適用される会計制度については、「目的論的関連」の観点からの設計が、有効な一つの方法となり得る(本項以下において、藤井[2010]からの引用につき文中のカッ

コ書きによって出典頁を示す)。

社会に対する人間諸個人の行動の本質は、「目的」を設定しこれを達成するための「手段」を選択することにあり、ここにおいて、「目的-手段」の関係、即ち「目的論的関連」をみることができる(24頁)。ここでの「目的」の設定について見れば、それは社会における何らかの必要性、即ち「社会的必要性」に基づいて行われるものであるため、目的論的関連は、制度の設計における必要性の視点を提供する概念となり得る(24頁)。

したがって、「目的論的関連」観点を会計(学)に援用すれば、「目的」を達成するために、「手段」としての会計制度において含意されるべき「社会的必要性」が明らかにされ、これが未対応であることに起因して生じて来る問題を提起することができる(24頁)。会計とは、ある「目的」のもとに設計・構築されたシステムであり、それを達成するための「手段」として機能することが期待されている(藤井[2007], 75頁)。そこで「目的論的関連」の観点によれば、「目的」を達成するうえでの「社会的必要性」の未充足部分が会計理論の問題点として提起できるのである。そしてこれを勘案しつつ、「手段」としての認識・測定基準、および表示基準の設定が図られることになる。

さらには、そこに内在する「社会的必要性」が、多くの社会メンバーにとって妥当であると判断されるのであれば、当該未充足が、制度措定の「動機」になると考えることができる。この場合には、「動機の意味理解」の社会的手続が達成されていることになり、「目的」と「手段」の関係を、因果関連をもつまでに昇華させることができる。「社会的必要性」の未充足部分が社会に効用をもたらすものであれば、当該必要性を充足させるための「手段」をとる動機付けが生まれる。そして、それを実際に施行することになれば、そこにおいて「因果関連」が生じる可能性が高まることになる。

3. 公正価値会計制度の「目的」と「手段」

以上により、目的論的関連の観点すなわち「目的」と「手段」の関係から、制度の「社会的必要性」が明らかにされて、当該未充足点が問題として提起され得ることが説明された。通常、会計の「目的」については、制度の規定において直接に把握することができる。他方でそれを達成するための「手段」は、会計基準に依拠して計算された測定値を表示することにある。そして、明らかになった「目的-手段」の関係から、当該生成を助長した「社会的必要性」を特定することができる。そこで本節以下では、公正価値会計制度の問題点を明らかにするために、基準設定機関が公表する規定に拠り、制度の「目的」およびこれを達成するための「手段」を顕現化させる。

3.1 「実現可能性」概念に含まれる公正価値会計の「目的」と「手段」

国内外において、従前から施行されている原価会計制度は、債権者保護の観点に依拠した分配可能利益計算を基礎とし、未実現利益については排除される。これに対し、併行して施行されることになった公正価値会計制度では、当該利益が認識・測定・表示される。

公正価値について、FASB 概念書第7号では、「市場参加者が独立した当事者間による現在の取引において、資産（または負債）に購入（または負担）または売却（または弁済）を行う場合の価値であり、その価値測定にあたっては見積もりおよび予測を用いる」と規定している（FASB [2000], par. 24-a）。そしてFASBは、一般般目的財務報告の「目的」が、現在および将来の投資者、与信者、その他の債権者が、企業への資金提供に関する意思決定を行うのに有用な財務情報を提供することにあるとしている（FASB [2010] ch. 1, par. OB2）。

公正価値会計制度において、このような「目的」が示されたのは、金融（派生）商品の急速な発達によって、投資家の意思決定に有用な、実態およびリスクの開示に対する社会的要請が前面に出たことが背景の一つにあると考えられる（石川 [2008], 33頁）。

そして、FASBが規定する公正価値会計の主要な基本概念が、「実現可能性」概念である。FASB 概念書第5号では、「収益および利得は、取得もしくは所有している資産が容易に既知の現金額または現金請求権に転換される時点で実現可能となる。容易に転換可能な資産は、価格に著しい影響を及ぼすことなく、当該企業が所有している資産を即時に吸収できる活発な市場において入手可能な (i) 互換可能（代替可能）単位および (ii) 公道相場価格をもっている。」（par. 83a）と規定されている。

さらに同概念書では、「製品又はその他の資産は、それがさほど努力をせず信頼できる確定可能な価格で売却できるという理由で、容易に実現可能である場合には（例えば、特定の農産物、貴金属および市場性のある有価証券）、収益（中略）は、その生産の完了または当該資産の価格の変動の時点」で認識される」（par. 84c）と規定される。ここでは、収穫基準に基づいて収益認識される農産物・貴金属と、市場性のある金融商品とが、それほど努力せず確定可能な価格で売却できる可能性がある資産として「実現可能性」概念の適用ができる資産として位置づけられている。

ここで、金融（派生）商品の特質に着目すると、棚卸資産のような経済的実質があるものと異なり、その公正価値変動額については、伝統的な原価・実現主義の枠組みを適用して認識することができない（石川 [2008], 36頁）。こうした前提のもとでは、従来の原価主義の枠組み（実現・発生・配分・対応）を基礎としつつも、それを拡張する必要が経済社会において生じたと考えるのが妥当である。

主要な金融商品である売買目的有価証券の期末市場価値について見れば、これと取得原価との差額を「事実上のキャッシュの獲得」と捉え、それをもって投資の成果が達成されたとみなすことが可能である (藤井 [2017], 141頁)。これは、実現の2要件である対外取引と流動性受領が、市場における売買目的有価証券の値上がりという事象に依拠して擬制的に把握されるものと考えられることができる (同上141頁)。こうして、「実現可能性」概念に拠れば、利益稼得過程である商品の生産・販売、収入金額の信頼性、費用の測定可能性の要件は必要とされず、公正価値の変化からの利益認識が是認されることになる (石川 [2000], 226頁)。

したがって、実現可能性概念を支える理論基盤は、資産の外形的狀態に基づく収益認識であり、実現の2要件に引き寄せて言えば、収益の処分可能性を相対的に重視するものと考えられる (藤井 [2017], 218頁)。資産が既知の金額で容易に換金できる状態にある場合、当該基準は金融商品の公正価値評価額を収益認識する基準として機能するのである (同上218頁)。

以上より、FASB が規定する「実現可能性」概念に含まれる公正価値会計制度の「目的」は、投資者・与信者・その他の債権者の資金提供に関する意思決定に有用な財務情報の提供にあることが確認される。そして、これに対する「手段」とは、容易に換金できる状態にある資産に対する時価増減額の損益認識と、これを投資家などに表示することにあると考えられる。

3.2 「現在の市場収益率を獲得する能力」概念に含まれる公正価値会計の「目的」と「手段」

財務会計にとって、とくに重要となるのは、資本・利益の計算であり、利益計算においては、その基準となる資本概念を最初に規定しておく必要がある (石川 [2000], 219頁)。従前からの会計制度の基礎である原価会計のもとでは、投下資金を名目的な資本と規定し、これを維持したうえでの余剰価値を利益とする構造が、共通の認識として存在している (石川 [2008], 82頁)。

これに対し、公正価値会計における資本概念は、IASC (IASB の前身) において、「現在の市場収益率を獲得する能力」(capacity of earn the current market rate of return) と定義される (IASC [1997] Sec. 6, par. 2.4)。そして、これに基づき計算される金融商品の公正価値とは、「予想市場収益率で割り引いた期待将来キャッシュ・フローの現在価値」と規定される (ibid, par. 2.6)。即ち、期首の公正価値が、現在の市場収益率を獲得する能力である資本として定義され、期末において同様に市場収益率で割り引いた公正価値が1年

経過後の資本額となり、その差額が、会計上の利益と認識される（石川 [2000], 223頁）。

このような、原価会計に依拠しない公正価値評価を前提とすれば、金融商品の変動差額につき、これを将来の不確実性に起因する機会利得・損失を会計計算に含めた価額として捉えることができる（石川 [2008], 84頁）。こうした「経済的利益計算」に依拠した利益は、投下資金の回収余剰計算としての「配当可能利益計算」とは結びつかない、別の業績評価と考えるのが妥当である（同上87頁）。ここでの「経済的利益計算」は、不確実な環境下における期待・予想の変化を反映したものであり、伝統的な名目資本維持による資本・利益計算とは異質なものとなる（石川 [2000], 224頁）。

そして、IASCを引継いだIASBでは、公正価値会計の「目的」につき、「現在および潜在的な投資者、融資者及びその他の債権者が、資本提供者としての立場で意思決定を行うのに有用な、報告企業に関する財務情報を提供すること」と規定する（IASB [2010] ch1. OB2）。公正価値としての「期待将来キャッシュ・フローの現在価値」が、資本提供者にとって有用な情報になると規定するのである。

したがって、公正価値会計における、「現在の市場収益率を獲得する能力」の増加に基づいて計算される利益の開示は、以上のような「目的」を達成するための「手段」に位置付けることができる。1年経過後の資本の増減価額を利益として表示する「手段」をとることにより、資本提供者としての立場で意思決定を行うのに有用な財務情報を提供するという「目的」を達成しようとするのである。

3.3 「投資のリスクからの解放」概念に含まれる公正価値会計の「目的」と「手段」

公正価値会計制度につき、わが国の規定をみると、日本版概念フレームワークである「討議資料『財務会計の概念フレームワーク』」（以下、ASBJ [2006]）のなかで、「この概念フレームワークでは、包括利益が純利益に代替し得るものとは考えていない。（中略）純利益の情報は長期にわたって投資家に広く利用されており、その有用性を支持する経験的な証拠も確認されている。それゆえ、純利益に従来どおりの独立した地位を与える。」²⁾と記述されている。

ただしASBJでは、純利益と並んで包括利益にも独立した地位を与えることとし、2つの利益の並存が明記されている（ASBJ [2006] 20頁）。ここでは、①今後の研究の進展次第で包括利益にも純利益を超える有用性が見出される可能性があること、②純利益に追加して包括利益を開示する形をとるかぎり投資家を誤導するとは考えにくいことが指摘され、国際的な動向にあわせて、包括利益を構成要素の体系に含めることとされている（同上20頁）。

以上の点をふまえて、ASBJは、測定された純利益について、「投資のリスクから解放された成果」であると規定する(同上20頁)。「投資のリスク」とは投資成果の不確定性であることから、成果が事実となった時点で、それは、リスクから解放されることになる(同上20頁)。より詳しく言えば、企業を「投資の束」と考え、収益獲得の期待が含まれた投資については流動化が拘束されるのであり、これが「投資のポジション」として貸借対照表において表示されることになる(石川[2008]155頁)。そして、当該拘束が解放されて、収益獲得の期待が事実へ転化されるとき、「投資のリスク」から解放され、成果として損益計算書に開示されることになる(同上155頁)。かかるプロセスを経た財務諸表においては、貸借対照表を「投資のポジション」、損益計算書を「投資の成果」として捉えることになる。(同上148-149頁)。

こうした考え方に基づくると、事業投資については、とくに問題なく収益の認識ができる。なぜなら投資の成果は、事業のリスクに拘束されない資産を交換によって獲得したか否かで判断され、対価が資産の増加となる場合にはその増加額、負債の減少となる場合にはその減少額によって収益が測定できるからである。

これに対し、金融商品への投資については、契約が終了されるまで「投資のポジション」の拘束が解放されない。そのため、何らかの擬制的概念を援用しなければ、収益認識の理論的裏付けを持つことができない。そこでASBJは、認識・測定される金融商品の未実現評価益を「市場価格の変動に着目した収益」と定義したうえで、収益化の論拠、すなわちリスクから解放が達成された論拠につき、次のように説明する(ASBJ[2006], 32頁, 傍点筆者)。

随時換金(決済)可能で、換金(決済)の機会が事業活動による制約・拘束を受けない資産・負債については、換金(決済)による成果を期待して資金の回収(返済)と再投資(再構築)とが繰り返されているとみなすこともできる。その場合には、市場価格の変動によって、投資の成果が生じたと判断される。この場合の収益の額は、1期間中に生じた市場価格の上昇額によって測定される。

この様な考え方は、代表的な金融商品である売買目的有価証券では適応が可能となる。当該商品では、市場価格の変動に基づいた収益が認識・測定の対象であり³⁾、換金されずとも不可逆的な成果が得られた状態と見なすために、資金の回収と再投資とが繰り返されているような、連続的擬制取引に見立てるのである。これによって、有価証券の変動価額についてはリスクから「解放」されたことになり、収益認識が達成されることになる。

以上により、まず ASBJ における公正価値会計の「目的」とは、IASB と同様に、投資者、与信者、その他の債権者が、企業への資金提供に関する意思決定を行うのに有用な財務情報を提供することにある。そして、これに対する「手段」とは、資金の回収と再投資とが繰り返されているような連続的擬制取引を前提とすることで、変動価額がリスクから「解放」されたと見なして収益認識し、純利益と包括利益を併せて表示することである。

4. 公正価値会計制度に内包される問題点の顕現化

以上の、目的論的関連観点に依拠した考察により、公正価値会計の「目的」、およびこれを達成するための「手段」が示された。本節では、「目的－手段」の関連の生成を助長した「社会的必要性」を特定したうえで、当該未対応から生じる、制度の問題点を顕現化させる。

4.1 目的論的関連観点による公正価値会計制度の「社会的必要性」の特定

前節で示された、公正価値会計の諸概念から顕現化される制度の「目的」、およびこれを達成する「手段」について整理すると、表1のようになる。

表1 公正価値会計の概念から顕現化された制度の「目的」と「手段」

	実現可能性	現在の市場収益率を 獲得する能力	投資のリスク からの解放
目的	・投資者・与信者・その他の債権者の資金提供に関する意思決定に有用な財務情報の提供。	・現在および潜在的な投資者・融資者及びその他の債権者が資本提供者としての立場で意思決定を行うのに有用な報告企業に関する財務情報の提供。	・投資者・与信者・その他の債権者が企業への資金提供に関する意思決定を行うのに有用な財務情報を提供。
手段	・容易に換金できる状態にある資産に対する時価増減額の認識と表示。	・市場収益率で割り引いた公正価値の測定・表示。 ・市場収益率で割り引いた公正価値の1年経過後の差額を利益として表示。	・資金回収と再投資の連続的擬制取引による変動価額の認識。 ・純利益と包括利益を併せて表示。

表によれば、公正価値会計制度の「目的」が、投資者等による資金提供の意思決定に有用な情報提供にあることが確認できる。そして、これを達成する「手段」として、①容易に換金できる状態にある資産に対する時価変動額の損益認識、②割引公正価値の測定・表示および1年経過後の当該増加（減少）額を利益（損失）として表示、③資金回収と再投

資の擬制取引による変動価額の認識、の3点を明らかにすることができる。

以上のような「手段」を用いて認識される収益のうち、金融商品取引の代表といえる売買目的有価証券についてみれば、安定市場のもとで容易に換金できる状態にあることから、たとえ実際に換金しなくても、「実現可能性」概念に依拠した収益認識が機能するかたちとすることができる（藤井 [2017] 218頁）。また、売買目的有価証券の期末時点における保有は、安定市場をバックボーンとすれば、資金の回収と再投資の連続取引により利得が獲得できたと擬制することが可能であるため、当該資金回収をもって「投資のリスクからの解放」⁴⁾概念が機能したと判断することができる。

このような、実現概念の拡張ともいえる制度的手続が会計制度に取り込まれたのは、企業の余剰資金運用活動により生じる金融商品取引における、未実現利益の把握の社会的要請があったためと考えられる。安定した経済市場が存在するかぎり、既知の金額で容易かつ確実に金融商品を換金できるため、継続的資産保有を資金回収と再投資の連続取引に擬制すれば、一定の正確性をもって、未実現利益の価額を認識・測定することが可能となる。

また、安定的な経済市場が存在する場合は、そうでない場合と比べて、金利変動の予測が容易であるため、割引現在価値（即ち資本価額）および包括利益の計算精度が高まることも想定できる。

こうして、金融商品取引の拡大と相まって、未実現利益を把握する要請、即ち「社会的必要性」が確立されたと考えることができる。当該把握が可能となれば、資金提供者にとって、未実現だが実現の可能性に一定の保証が付された利益価額につき、これを査定することが可能となる。

以上により、公正価値会計制度に内在する「社会的必要性」とは、企業が期末時点で継続保有する未決済の金融商品が決済された場合の価額、もしくは「予想市場収益率で割引いた期待将来キャッシュ・フローの現在価値」により見積計算される保有資産（金融商品も含む）の価額につき、そこから計算される利益を資金提供者が把握することにあると考えられる。

他方、ASBJ（したがってわが国）の規定によれば、原価主義に依拠して計算される純利益についても重視されていることが明らかである。そこで、これと包括利益とを併せて表示することを、わが国の公正価値会計制度に対して存在する「社会的必要性」に含めることができる。

4.2 「社会的必要性」の未充足から提起される公正価値会計制度の問題点

これまでの、社会科学としての目的論的関連観点の考察により、公正価値会計制度の

「目的」とこれを達成する「手段」、およびそこに伏在する社会要請である「社会的必要性」が明らかにされた。以下では、第2節で説明された社会科学的考察手順に従い、特定の「社会的必要性」が未充足であることに起因して生じる可能性がある理論的問題点を顕現化させる。

4.2.1 「信頼性」が排除される問題

第3節で示された、FASBの「実現可能性」概念、およびIASBの「現在の市場収益率を獲得する能力」概念に依拠すれば、容易に換金できる状態にある資産に対する時価増減額の測定、および金利変動予測が可能な状況において計算される割引現在価値の測定、およびそれらの表示という「手段」によって、投資者等による資金提供の意思決定に有用な情報提供の「目的」が達成される。こうした「目的－手段」の関連の形成に拠れば、期末時点で継続保有する未決済の金融商品が擬制的に決済された場合の評価増減額を査定する「社会的必要性」を充足することが可能となる。

そして、このような「目的」を達成するために、IASBとFASBは共同プロジェクトを立ち上げ、その成果として改訂概念フレームワークを2010年に公表している。そこにおいては、「信頼性」概念に換わる「忠実な表現」概念が、財務情報の質的特性として新たに位置付けられている。

「忠実な表現」概念の設定に当たっては、公正価値測定に内在する問題点、即ち主観性が高く客観的でないという問題をIASB自らが認め、財務情報の質的特性を「信頼性」から置き換えられたと考えることができる（岩崎 [2010] 103-104頁）。即ち、公正価値評価をIFRSの基本構造と位置付けるために、「信頼性」概念に依拠したチェックを排除したと推察できるのである。

こうした、抜本的な改訂といえる「信頼性」から「忠実な表現」への置換えによれば、二重のトレード・オフ関係、即ち「目的適合性」と「信頼性」のトレード・オフおよび「忠実な表現」と「検証可能性」のトレード・オフ関係が解消され、「信頼性」と「検証可能性」のチェックを受けないような、「目的適合性」および「忠実な表現」を重視した財務報告情報の質的特性が生成される（岩崎 [2010] 104頁）。この措置により、会計規制によって公正価値会計の制度を支えることにつき、一定の成果が得られたと考えることができる。

しかしながら、FASBやIASBが「信頼性」概念を後退させた措置に対しては、多くの反対意見が寄せられている（FASB/IASB [2007] pars. 56-57）。わが国の会計基準設定機関であるASBJも、「信頼性」およびその下位概念である「検証可能性」を基本的特質か

ら除外すれば、投資家の会計数値に対する信頼を低下させることになり、会計情報の意思決定有用性が減少することを危惧している (ASBJ [2009] 8-9頁)。

このように、「信頼性」概念が除かれることになれば、客観性に問題のある会計測定値のチェック機能が脆弱になる懸念が生じる。かつて国内外では、名目資本維持の査定を目的に取得原価に基いた利益計算が行われ、そこでは未実現利益を計上しないことが、会計制度の本旨とされていた。こうした理念を完全に排除した公正価値会計制度を導入すれば、名目資本維持査定という従前の「社会的必要性」の充足が困難となることが、問題点として顕現化してくる。

4.2.2 異なる2つの資本維持概念が並立する問題

また、諸外国との比較において、公正価値会計制度の導入に積極的な姿勢を取らないわが国の会計規制では、純利益の表示を排除しない見解が明示されている。上記のとおり ASBJ [2006] では、①国際的な動向にあわせて包括利益を構成要素の体系に含めるべきであること、②包括利益を追加開示しても投資家を誤導するとは考えにくいこと、が明記されている。当該内容を見れば、IASB や FASB との比べ、包括利益の表示に積極的でない姿勢を見て取ることができる。とくに②の表現は、包括利益を表示しても利用者の混乱は軽微に止まるという趣旨であり、あくまで純利益を第一義とする企図が伺える。

他方で、IASB や FASB が規定する包括利益について見ると、これは期待・予想の変化を反映した計算により測定されるものであり、伝統的な名目資本維持による資本・利益計算とは異質なものである (石川 [2000], 224頁)。このような、経済 (学) 的な資本 (維持) 概念に基づいた測定が会計 (学) 的測定のなかに入り込んだ様態は、経済的実態や潜在リスクの開示の「社会的必要性」に呼応した制度特質といえることができる。

そして以上のような、2つの測定値を統一的な資本維持概念によって統合化することにつき、会計理論的には困難と考えられる (石川 [2000], 228頁)。むしろそこでは、性格を異にする経済活動、即ち実物経済活動と金融経済活動につき、それぞれを異なる資本・利益計算によって測定する方が、理論的に明解となる (同上229頁)。

この点については、ASBJ [2006] においても、理論面での解決指針が示されているわけではない。むしろそこでは、「証券市場を中核に据えた投資家の予想形成に資する財務報告」が会計の「目的」に据えられており (ASBJ [2006], 153頁)、純利益重視の立場と矛盾するものとなっている。

会計理論的には、現在の市場収益率を獲得する能力を基礎として算出される利益と、名目資本を基礎として算出される利益とを同質のものとするのは困難と言える。したがっ

て、利益計算が会計実務の中核的作業であるにもかかわらず、制度の現況においては、当該計算の基礎となる資本概念が2つ存在することになる。異質の利益が計算書に並立表示されることは、未実現収益の査定と名目資本維持の査定という対極的な「社会的必要性」を同時に達成することも可能である。しかし他方で、情報利用者に混乱が生じる可能性もあり、2つの資本概念の並立表示は、「社会的必要性」の未充足から生じる問題点として顕現化するおそれがある。

5. 考察により得られる結論

以上のように本考察では、公正価値会計制度に内在する理論的問題点につき、社会科学的研究手法である目的論的関連観点に拠って顕現化が行われた。具体的に明らかにされた問題点は、以下のとおりである。

- ・公正価値会計制度では、「信頼性」概念が除外される。これにより、客観性に問題のある測定値のチェック機能が脆弱になるおそれがある。とくに、名目資本維持査定の「社会的必要性」の充足が困難となる。
- ・利益計算が会計実務の中核的位置づけにありながら、当該計算の基礎となる資本概念が2つ存在し、それらから演繹される異質の利益が計算書に並立表示される。これにより、情報利用者に混乱が生じる可能性がある。

上記の導出点を踏まえ次回稿では、「当為」（いかにあるべきか）とその根拠を明らかにし、そこから、公正価値会計制度における「目標仮説」を設定する。

注

- 1) FASB は、SFAS 第157号に先立って SFAS 第107号「金融商品の公正価値の開示」を1991年に公表している。ここにおいて、金融商品の公正価値を「取引する意思のある当事者間において、(中略) 成立する現在の取引において交換することが可能な額」と規定している (FASB [1991] par. 5)。
- 2) ASBJ [2006] 20頁。こうした立場から演繹される利益計算においては、必然的に、ストックの評価よりもフローの配分に基本が置かれることになる (石川 [2008] 145頁)。
- 3) その他有価証券については、「投資のリスクからの解放」基準に従えば、それを実際に売却したときに評価差額が投資のリスクから解放されたとみなされ、取得原価と売却価額との差額が売却損益として当期の損益に算入されることになる (藤井 [2017] 218頁)。
- 4) 「実現可能性」概念は、資産の外形的状態にもとづいて収益を認識しようとするもので、収益の処分可能性を重視した基準であり、資産が既知の金額で容易に換金できる状態にある場合

には評価差額を収益認識することが可能となる(藤井[2017]218頁)。これに対し「投資のリスクからの解放」概念は、収益の成果性を重視したものであり、たとえ資産が既知の金額で容易に換金できる状態であっても、そこに成果性が認められない限り評価差額が当期損益として処理されない(同上218頁)。

参 考 文 献

- 石川純治 [2000] 『時価評価の基本問題』中央経済社。
——— [2008] 『変貌する現代会計』日本評論社。
- 岩崎勇 [2010] 「IFRS 導入と公正価値会計の浸透」『国際会計研究学会臨時増刊号2010年度』, 95-108頁。
- 大塚久雄 [1966] 『社会科学の方法』岩波新書。
- 藤井秀樹 [2007] 『制度変化の会計学 -会計基準のコンバージェンスを見すえて-』中央経済社。
——— [2010] 「非営利法人における会計基準統一化の可能性」『非営利法人研究学会誌』VOL. 12。
——— [2011] 「FASB/IASB 改訂概念フレームワークと資産負債アプローチ」『国民経済雑誌』第204巻第1号, 17-40頁。
——— [2016] 「会計理論とは何か -アメリカにおけるその役割と進化-」『商学論究』第63巻第3号。
——— [2017] 『入門財務会計 第2版』中央経済社。
- ASBJ [2006] 「討議資料『財務会計の概念フレームワーク』」ASBJ。
——— [2009] 「公正価値測定及びその開示に関する論点の整理」ASBJ。
- FASB [1984] SFACNo. 5, *Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises*, FASB。
——— [1991] SFAS No. 107, *Disclosures about Fair Value of Financial Instruments*, FASB。
——— [2006] SFAS No. 157, *Fair Value Measurements*, FASB。
——— [2000] SFAC No. 7, *Using Cash Flow Information and Present Value in Accounting Measurement*, FASB。
- FASB/IASB [2007] *Comment Letter Summary*, IASB Agenda paper 3A, FASB MEMO#49。
——— [2010] FASB, SFACNo. 8, *Conceptual Framework for Financial Reporting: Chapter1, The Objective of General Purpose Financial Reporting, and Chapter3, Qualitative Characteristics of Useful Financial Information*, SFAC No. 8; IASB, *The Conceptual Framework for Financial Reporting 2010*。
- IASB [2011] IFRSNo. 13, *Fair Value Measurements*, IASB。
- IASC [1997] *Accounting for Financial assets and Financial Liabilities*, A Discussion Paper Issued for Comment by the Steering Committee on Financial Instruments, IASC。